

富山市交通空白輸送地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 富山市交通空白輸送地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態に関する事項
- （2）路線（市の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）の休止又は廃止に関する事項
- （3）自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は次に掲げる者とする。

- （1）富山県
 - （2）国土交通省北陸信越運輸局
 - （3）市町村
 - （4）公共交通事業者等
 - （5）公安委員会
 - （6）学識経験者
 - （7）第1条の目的の達成のために必要な者
- 2 交通会議は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて地元関係者等の者の出席を求めることができる。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議には、会長及び副会長をおき、会長は委員の中から互選し、副会長は会長

が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 交通会議は、会長が招集する。
- 5 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 交通会議の議決の方法は、出席委員（代理人を含む）の全会一致を原則とするが、会長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 7 交通会議は原則として公開とする。
- 8 交通会議の庶務は、活力都市創造部交通政策課において行う。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議結果の取扱い）

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の協議等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。